

令和5年第27回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年7月26日(水)			午前10時00分から 午前10時45分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案37号	個人演説会等会場の指定について		決定
	議案38号	審査請求のオンライン化について		決定
委員長	これから令和5年第27回の定例会を開会いたします。			
	<個人演説会等会場の指定について>			
委員長	議案第37号について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>議案第37号をご覧ください。</p> <p>個人演説会等会場の指定について、新規に高円寺地域区民センター及び社会教育センターを指定します。</p> <p>高円寺地域区民センター及び社会教育センターは、以前に個人演説会等会場として指定されていましたが、両センターが入っているセシオン杉並の改修工事に伴い、指定を解除しておりました。今回改修工事が終了し、8月1日から施設利用が再開されることに併せて再度、両センターを指定いたします。</p> <p>根拠法令は、公職選挙法第161条第1項第3号です。</p> <p>本委員会における指定の決定後、公職選挙法第161条第3項に基づき、東京都選挙管理委員会に報告いたします。報告内容については、別紙1及び別紙2をご覧ください。別紙1は、指定する施設名と指定の理由について記載しております。別紙2は、東京都への報告様式に従い、指定年月日や指定施設の設備等を記載しております。</p> <p>指定は、部屋ごとに行っております。高円寺地域区民センターは第9集会室と第10集会室、社会教育センターはホールを指定しております。</p> <p>指定年月日は、セシオン杉並の利用再開となる8月1日からとなります。</p> <p>以上、議案第37号の説明となります。</p>			
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。</p> <p>現在どのような施設が個人演説会等会場として指定されているのか教えていただけますか。</p>			
局長	<p>現在、杉並区で利用できる公営の個人演説会等会場については、学校、久我山会館などの地域の会館、地域区民センター等を指定しております。</p>			
委員長	<p>最近では、個人演説等をする件数が増えているのか減っているのか、どのような傾向にあるのでしょうか。</p>			

次 長	公営施設で個人演説会等を行う場合には選挙管理委員会に届出をしていただきます。一方、公営施設以外の施設を使用して個人演説会等を行う場合には選挙管理委員会に届出は不要ですので、個人演説会等をする件数を正確に把握する術がありません。
委員 長	区議会議員選挙と衆議院議員選挙とでは、公営施設での個人演説会等の使用件数に違いはあるのですか。
主 査	大きな違いはありません。
委員 長	それでは、議案第 37 号は決定でよろしいでしょうか。
一 同	異議なし。
委員 長	では、東京都選挙管理委員会に報告をお願いします。
	<審査請求のオンライン化について>
委員 長	次に、議案第 38 号をお願いします。
局 長	議案第 38 号をご覧ください。 現在、選挙管理委員会が行った情報公開請求等の処分に対して審査請求を行う際は、書面での請求方法に限られており、審査請求人の利便性の向上、審査手続きの迅速化の観点から、東京電子自治体共同運営電子申請サービスを利用したオンラインでの審査請求受付を追加いたします。 様式は別紙のとおりとなります。 受付方法の追加にあたり、政策経営部情報管理課デジタル戦略担当課長宛てに東京電子自治体共同運営電子申請サービスの利用及び電子申請サービスユーザ ID の登録を申請いたします。 以上、議案第 38 号の説明となります。
委員 長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。
小井委員	杉並区の公式ホームページから利用できるのでしょうか。
局 長	東京電子自治体共同運営電子申請サービスのホームページを利用します。マイナンバーカードを利用して申請するサービスになります。
小井委員	従来の直接窓口で申請する方法等はどうなるのですか。
局 長	従来の方法による申請も可能です。
委員 長	裁決書の謄本は、オンラインで審査請求人に送付されるのですか。
局 長	審査請求人に送付する裁決書の謄本は、従来通り郵送等で行います。
委員 長	それでは、議案第 38 号は決定でよろしいでしょうか。
一 同	異議なし。
	<その他>
委員 長	本日の予定されている議案は終了しましたが、その他にございますか。
局 長	前回の選挙管理委員会定例会で、公職選挙法の改正要望事項について委員の

	皆様からのご意見を今回の選挙管理委員会定例会でお伺いすることになっておりましたが、何かございますか。
委員長	では、委員の皆様、何か意見はありますか。
一同	特になし。
委員長	委員からは、特に意見はありませんが、事務局からは何かありますか。
局長	<p>聴覚障害者団体から要望をいただいておりますので、その要望について公職選挙法改正要望事項として提案することを考えております。</p> <p>聴覚障害者団体の要望は主に3つあります。</p> <p>1つ目は、手話通訳者の費用の公費負担です。手話通訳者の費用が公費で支払われるようになれば、立候補者の手話通訳者利用がもっと進むのではないかとのお考えからの要望です。</p> <p>2つ目は、街頭演説で使用する拡声機についてです。街頭演説で使用できる拡声機は1揃えとなっております。街頭演説は基本的には屋外で行うため、風向きなどによっては手話通訳者が立候補者の演説を確実に聞き取ることが難しい場面があるようです。そこで、手話通訳者用のスピーカーやインカム等の機器を1揃えとは別に使用できるようにしてほしいという要望です。</p> <p>3つ目は、文書図画の掲示についてです。</p> <p>街頭演説の場で、立候補者が演説している内容を視認できるように、字幕や要約筆記等をスクリーン等に投影する方法を認めてほしいという要望です。</p> <p>このような要望を聴覚障害者団体として書面にまとめてもらい、それを基に公職選挙法改正要望事項を作成し、次回の選挙管理委員会定例会でご提案したいと考えております。</p>
委員長	聴覚障害者団体から文書が送られてきたのではなく、聴覚障害者団体と直接話し合いをしたのですか。
局長	そうです。今週の土曜日には聴覚障害者団体の会合がありますので、そこにも出席して公職選挙法改正要望事項について説明を行う予定です。
松島委員	手話通訳者の公費負担とは、どういうことですか。選挙管理委員会が手話通訳者を派遣するのですか。
次長	手話通訳者を選挙管理委員会から派遣するものではありません。手話通訳者の人件費を公費で負担するということです。実際に手話通訳者を雇うかは各立候補者の判断となります。
委員長	今までの公職選挙法改正要望事項の中には、同様の趣旨の要望はありませんか。
選挙法規担当係長	令和5年度の要望事項に、期日前投票所及び当日投票所における障害者対応に要する経費負担措置の拡充という要望がありますが、これは市区町村が障害者に対応した投票環境の整備等を行った場合には、市区町村の経費発生に対して負担措置を行うことを要望するものです。
次長	東京都で昨年9月に手話言語条例が施行され、杉並区でも本年4月1日から手話は言語であるという杉並区手話言語条例が施行されました。このような流れを受けて、聞こえる者と同水準での情報を入手できるようにとの思いで活動されておられるようです。
小井委員	街頭演説の場で電光掲示板等を使用すると公職選挙法違反となるのですよね。
局長	現行法上は違反となります。街頭演説の場で電光掲示板等を使用するために

	は公職選挙法を改正する必要があります。
委員長	委員の皆様、聴覚障害者団体からの要望を基に公職選挙法改正要望事項を作成し、次回の選挙管理委員会定例会で検討するという事によろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	では、事務局は聴覚障害者団体からの要望を基に公職選挙法改正要望事項の作成をよろしくお願いします。 その他はございますか。
局長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局長	次回の第28回の定例会は、8月9日の水曜日に行います。内容は、公職選挙法等改正要望事項の提出についての議案等が予定されております。 (議題書に沿って、8月9日以降の日程を確認。)
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。